

平成14年7月7日（日）

於：神戸市立農業公園 研修館2F（会議室大）

第2回農山村地域の新たな土地利用の
枠組み構築に係る有識者懇談会
（アドバイザーグループ）
議 事 録

農林水産省 農村振興局

午後12時35分開会

○生源寺座長 それでは遅くなりましたけれども、懇談会の現地での検討会を開催させていただきたいと思います。

私はこの懇談会の座長を務めております東京大学の生源寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事次第では最初出席者ご紹介ということがあるんですけども、もう午前中からかなりやりとりございます。それから名札がきちんと整備されておりますので、まことに恐縮ですけども、これは省かせていただき、実質の議論の時間をとらせていただきたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

それではお手元に議事次第があるかと思いますが、これに沿いまして進行をさせていただきたいと思います。

最初に太田農林水産省農村振興局長からごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○太田農村振興局長 どうも既に皆様にはもうお世話になっておりまして、今さらあいさつもないわけですけども、こういう懇談会をするようになった経緯をひとつ話しして、さらに議事の進行に役立ていただければというように思っております。

本日は第2回目の農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会という名前になっております。ともかく兵庫県、ご当局あるいは神戸市の中のそれぞれ地元の皆さん、八千代町の課長さん、本当にお忙しいところ、また土日にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

現在、農山村においては地域によりまして人口の減少の問題、高齢化の進行、あるいは都市化の進行、生活環境施設、情報通信基盤の整備あたりが都市と比べておけるとか、いろいろな課題がある一方で、U I J ターン規模の拡大、あるいはその市民農園等によって農とのかかわりを持ちたいという動きも出てきているといった中で、農水省では昨年来、学識経験者で農山村の振興をどうしていくかという基本方向を検討いただく研究会を行って、1月に報告をまとめていただきました。その報告の中で土地利用に関して農山村の魅力の保全と活用を図るために、現在、個別の法律、農地法、農振法等で行っている、そういう規制から、土地利用調整条例を活用して、その中で位置づけられる契約的な手法に基づく農林地の保全のための土地利用調整の移行を検討するということになりまして、それで6月20日には第1回目を開かせていただき、今回、第2回目ということになるわけです。また、時あたかも、武部農林水

産大臣が「『食』と『農』の再生プラン」を取りまとめられ、また発表を4月にしておりますけれども、BSEの問題等もあって、国民にしっかりそこら辺の情報発信をもう一度していこうという動きの中で、この土地利用の問題も課題の1つとしてきちっと位置づけられているような状況でございます。

今回、それぞれの現地を見せていただき、また現地懇談会を開かせていただきましたのは、やはりそういったことについても議論を先生方にさせていただく上で、やはり実感を持ったご議論をお願いしたいということでございます。

神戸においては条例に基づく地域での土地利用調整の取り組みが具体に行われておりますし、八千代町の方でもクライנגルデン等への都市住民の農への参画につながる取り組みを進めていただいております。非常に参考になると考えまして、当地に寄せていただきました。

ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、政策に反映できることを心からお願いいたします。あいつとさせていただきます。ありがとうございます。

○生源寺座長 それでは議事に入りたいと思いますけれども、この議事次第にもございますように、きょうは2時15分を閉会のめどといたしまして、短い時間でございますけれども、いろいろご議論いただければありがたいと思います。

それでは早速でございますけれども、まず本日の午前中に現地を拝見させていただきました神戸市の取り組みにつきまして、沼田次長からご説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○沼田神戸市産業振興局次長 ご紹介いただきました産業振興局次長の沼田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております資料に基づきまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思いますが、第2回農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会資料（神戸市）という分で四、五枚のものを用意いたしておりますけれども、簡単にこれでご説明をさせていただきたいと思います。

この土地利用の枠組み構築のこの研究会につきまして、我々の資料を上げていただきましてありがとうございます。また、常日ごろから農政区域につきましていろいろとお世話になっております。この場をかりまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

この条例につきましても、平成8年の4月につくったんでございますけれども、当時から近畿農政局さんを初め、いろいろとお世話になっております。本市の方にもいろいろとお世話になりまして、検討を進めてきた中でございまして、条例制定の直前には近畿農政局長も審議会

の委員さんに入っていただきまして、いろいろとご意見をお聞きいたしまして、こうやってやってきた経緯がございます。

一番初めに神戸市の概要ということで簡単に書いておりますけれども、午前中、中村の方からも少し説明したと思いますけれども、六甲山を中心に裏と、北側、西側と表側の2つに分かれているところでございまして、大体南北で約30キロ、東西三十五、六キロ、550平方キロぐらいの面積、5万5,000ヘクタールでございます。広うございます。今、農地域としてありますところにつきましては、すべて戦後昭和22年ぐらいから33年ぐらいの間にかけて、町村合併したところでございまして、それが今農業地域として残っているということでございます。

45年に市街化の都市計画がついておりますけれども、線引きでございまして、当時からいわれるいろいろ開発という指向もございしますが、皆さん方そういった覚えもあると思いますけれども、谷筋に農業地域がございまして、100メートルか150メートルぐらいの小さな低い丘陵地が今新しくニュータウンとか、工業団地になっているところでございまして、都市計画の線引きのときには当然でございまして、きちんと計画に基づきまして、そういった形で市街化を促進するところ、農業振興するところというような形の計画論に基づいたやり方をやってきているところでございます。

したがって、今、神戸の方で残っている土地につきましても、谷筋に残っている従来からの農業地域をいわゆる圃場整備、その他でやってきて整備をしてきたところばかりでございます。

今の私どもの農業の状況でございまして、約6,300戸ぐらいの農家で約5,500ヘクタールぐらいの農地がございまして、近畿地方でも1位、2位を争う農業地域ということで、大体粗生産額で150億ぐらいでございます。県内では三原町さんと1位、2位を争うというふうなぐらいでございまして、当然、近畿地方でも1番、2番の生産額を上げているところでございます。特徴的にはいろいろなものがいろいろな形であるということで、特別な財産ではないんですけれども、そういった山地が形成されている地域でございまして。

少し時間がございまして簡単に申し上げますけれども、2ページをお開き願いたいと思います。

この条例を考えた動機でございまして、今言いましたように、都市近郊でかなり熱心な農業地域であったんですけれども、そういった関係で市全体のマスタープランといいますか、そういったものに基づいて農業も進めていく必要があるということで、計画的に区画整理をやっています。昭和40年代の後半から3,700ヘクタールぐらいの圃場整備、それから

約1万1,000戸ある調整区域にあります住環の土地については農村でそれを整備するというところでやっておりまして、これらは昭和40年代の後半から各省庁単位にどういった整備をするかということに基づきまして圃場整備なり、農村下水を整備してきた経緯がございます。

ただ、それ以後、昭和50年代後半ぐらいからちょっとでございますけれども、非常に都市化の圧力が強くなってまいりまして、いわゆる整備した圃場の近辺の里山というんですか、そういったところにつくまして不法投棄とか、資材置き場とか、廃車置き場とか、そういったいろいろな都市化といいますか、農業以外の土地利用が目立ってきた。しかも、ある場合については違反転用、無断転用というような形でそれができたということがございます。

それともう一方では、農業の生産性が非常にだんだんと低下して、比較して減らしてまいりますので、後継者がなくなってくるという話とか、所得がなかなか余りというんですか、転作が今40数%ございますけれども、そういった進展によって農業生産そのものについても意欲の低下がございまして、土地利用全体、農業農村地域のデータに使う地域自身が荒れてくるんじゃないかと、そういうような想定がございましたので、平成三、四年ぐらいから、これは次のいわゆる圃場整備もした、農村別の自治体が1回整備をしたところでいかにして農地を守っていくかという、そういった命題がございましたので、それについてどうしようかということから始まったところでございます。

2ページに書いております課題ということでございますけれども、いわゆる都計法につきましては、土地の区画形状をさわらないような開発、いわゆる無断の転用とか、農地をそのまま使うというのにつきましては、何ら規制の対象ではございませんし、農振法につきましても、農振の用地につきましてはかなり厳しゅうございますけれども、農振の白地とか調整の処理につきましては、一切そういった規制の対象となっていないというのがございます。

農地法につきましても、1筆単位でどうこうというのが中心でございまして、いわゆるトータルで土地利用をどうしようかという、ゾーンとしてどうしようかというふうな考え方がなかったもので、そういったものが必要であろうという観点からこれを進めてまいりました。やってきました考え方でございますけれども、前の市長の笹山市長は、もともと都市計画の出身でございましたので、やはり都市計画の用途地域というのがございますけれども、その地域についてもそういった用途地域の考え方が要るのではないかという、そういう発想がございまして、あれほどきつなくても何とかゾーンとして、いわゆる土地利用のめり張りをつけたいという考えがございまして、そういったことから進めてきた経緯がございます。

午前中ご説明をさせていただいたかも知れませんが、農業・農村地域を農業保全、

集落居住、環境保全、特定用途の4つに分けて、その中でゾーンとして土地利用のめり張りを付けたいという考え方でございます。

あわせまして、各法令もございますけれども、条例でそういった担保はなかなかしにくうございますので、それにつきましては集落に住んでおられる住民の方々の意識といいますか、住民に協定的なものでもって、それを担保としていけたらという、いわゆる既存の法律なりと、それから新しい条例とあわせて、住民の皆さん方のそういった合意に基づいて土地利用を整備していく、そういう考え方でございます。

あわせまして、当然そういったことの反面でその地域の活性化を図っていくという、そういうことから取り組んでいるところでございます。

やり始めまして、条例を8年4月にいたしまして、区域設定というのは、共生ゾーンのいわゆる外枠というのは10年1月にいたしました。いわゆる外枠だけをしておいて、11年2月に4つの農村用途区域というのを、1つの区域でございますけれども、それを設定いたしまして、当初につきましては農業保全区域と環境保全区域の2色だけで塗りました。各集落におきまして、まだそういった計画もなかなかできておりませんでしたし、そういった計画を待ってはとも10年でも引けないだろうということで、とりあえず2色に、一番きついといいますか、農業保全と環境保全区域の2つに塗ってしまいまして、あと皆さん方にいろいろと集落で、地元で考えてください。それによりまして新しくまた変えていきますという、そういう手法で少し荒っぽいやり方だったかもわかりませんが、とりあえずはそういった形で進めていきたい。それによって集落の皆さん方の考え方を掘り起こしていきたいというのは、そういう進め方をしてまいっております。

現在でございますけれども、農業地域 164集落がございまして、148集落9割で里づくり協議会ができておまして、農村いわゆる里づくり計画ができていますのが57集落でございまして、約3割が計画までできたということでございます。ただ、かなり平成8年ぐらいからやってまいりまして、57集落3割ぐらいまでできてきたわけでございますけれども、中身につきましては、非常に濃いところと、いろいろございます。それから集落の皆さん方が問題意識を高くお持ちのところと、そうでもないところと、つくろうかというようなところいろいろございますし、これは今から進めていくに当たって意識の高いところほど早く取り組んでいただいておりますので、なかなか難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、ただ、非常に事例もございまして、それをモデルにしながら進めていきたいと思っております。ただ、全部ができるとは思っておりません。七、八割ぐらいまでができれば、あとはそのときそのときに必要な

ところをつくればいいのではないかと考えておまして、いわゆる半分以上の地域がそういった計画ができて、計画に基づいていろいろな事業が組めて、活性化が図れて、しかも土地利用の整理ができれば、それに続いていけるかなというところでございます。

まだいろいろとやっている途中でございまして、行きつ戻りつでやってございますけれども、2000年の春に農村計画学会でこの取り組みということでいただきまして、我々自身も頑張っていて、これももっともっと頑張って、よりよい里づくりといいますか、農村地域をきちっと構築したいという考え方でございます。

ざっとの概要でございまして、そういった取り組みをいたしております。

○生源寺座長 どうもありがとうございます。大変限られた時間でご説明いただきまして、申しわけございませんでした。

それでは八千代のご説明はまた後ほどいただくということにいたしまして、大体1時半ぐらいまでをめぐりに神戸市の取り組みについての質問なり、意見交換をさせていただきたいと思えます。

原田委員。

○原田委員 午前中の最後の方に出ていたことの続きにもなりますし、今ご説明にあったこととも関係するんですが、要するに今ご説明いただいた資料の2ページを見ますと、法律の名前が国土利用計画法、都市計画法、農振法、農地法、森林法と出てまいります。こういう既存の個別立法と、それからその後に条例をつくる。条例によって、ある意味ではそういう個別立法よりももっと広い範囲から総合的ないろいろな規制ができるようにしたいと、こういう考え方ですね。非常に大ざっぱに申しますと。そしてその条例をつくって、条例によって、今先ほどのご説明の最後の方にもありましたが、まず農業保全区域と環境保全区域とに色塗りをしてしまうと。それから、あと別の個別の開発とか、そういうことをやる時には、里づくり協議会をつくって、そこで協議会の議論を経て計画を立てなさい。その計画を立てれば、その計画の内容を市との協議の上で尊重しながら一定の開発を認める区域を明確にしていきましょう、こんな考え方かなと私は理解しているんですが。

そのことの関係で例えば、午前中の話の最後の方にも幾つか具体例が出ました。

きょうこちらにいらっしゃっている区域の中で希望をとったら、最初は、真っ赤になったと。要するに環境保全区域、農業保全区域に線を引いた後に、さらにどういうところを開発していくかという希望をとったら真っ赤になった。それでは困るということで市の方と、それから地域のリーダーの方がいろいろ議論されて、現在の地図に落ちついてきたというお話がありまし

た。

それから、他方で先ほどの資材置き場のようなものに関しては、これ認めないと。自分たちのところでは認めない。認めるための特別用途地域も、これは条例に基づく区域ですが、つくらない。その場合、そういうものの設置は認めないというときの権限は、条例に基づく権限だけではなくて、やはり先ほど農業委員会の方からの話だと思いますけれども、それには転用だとか農用地区域除外の許可は出さないんだよということをあらかじめ明確に示して対応するということがあるわけですね。

それともう一点、話が長くなって恐縮ですが、里づくり協議会で計画を立てて、場合によっては4分の3の同意が得られれば、それを協定化して、協定化すればさらに強い拘束力を持たせるとというのが条例の中には入っているけれども、その協定は事実上ないままできているわけです。そうしたいろいろなことを前提としまして、要するに個別の立法が持っている規制権限、それと条例に基づく色塗りと、それを部分的に外すための里づくり計画ですね。その辺の関係の論理的な道筋をちょっと確認しておくことが、これから先の議論に必要なのではないだろうかと思っております。

といいますのは、先ほど太田局長のお話にありました1月の研究会報告書の中には、いわば条例をもって個別立法にかえると。条例ないし条例に基づく協定をもって個別立法に変えるという発想が出ているようなんですが、少なくとも神戸の場合はそうではないと私は理解しておりますので、神戸の場合はどう理解すべきか。正確に理解してその内容を確認しておいた方がいいと思っております。

○藤平神戸市立森林植物園副園長 今あいさつ方々次長が申し上げた問題。この人と自然との共生ゾーン整備基本方針の4ページをちょっと見てくれますか。

解説の方のところに関係法令との図解をしているんですが、私のところとしましては、この都市計画法、農振法、農地法、森林法。当然、国の法律で運用されている中でこれを上乗せしたり、また緩めたり、横だししたりということについては、到底条例をつくっても違反であるということになるわけですね。そういう中でいろいろな行政法の先生なんかも話をした中で目的をかつちり決めていこうと。この条例は何を目的にするのかと。おのおのの国の法律も目的に合って決められていることであって、この条例の目的があれば、ここの法律の上乗せとか、緩和とかという問題とやはり意味合いが違うのではないかと、こんなことが基本的なスタートです。

この丸で書いてありますように、農村と都市と緑地。先ほど地図を見ていただいた中でピン

クと緑と黄色が塗ってありましたね。これは私のところの行政組織の中では、都市計画は都市計画局がやります。それから緑の方は土木局といていたんですが、今建設局になっているんですが、ここが所管しております。政令指定都市の場合は、これは市長が権限を持っております。県知事権限ではないわけです。市長が政令指定都市の場合は計画を作成する権限を持っております。最後に残りました農村は、これについては農地法、農振法を含めて県知事が権限を持っております、神戸市の場合は農振の場合は計画をつくるだけ。それから農業委員会は妥当であるという意見を上げていくだけと、こんな状況ですね。

この4つの法律の中でもう一つ大きな今回の条例の中では、里山ですね。私のところは里山がたくさんあるんです。これが資材置き場とか廃車置き場が、規制が1ヘクタール以下は好き放題という分ですね。ここらが非常に農村の中で問題もあわせて出てきたということで、それぞれに町の部分では都市景観条例とか町づくり条例をつくっております。それから六甲山を初め、いわゆる風致地区とか国立公園なんかの分の六甲山については、緑地の保全、育成及び市民に関する条例というのは平成4年に旧土木局、今の建設局が作りました。

最後に残りましたのが、今次長申し上げていましたように、当時の市長が農村地域は農振で土地利用しかないと。それも農振の白地とか、いろいろな農業だけで生活をする人のための土地利用がないじゃないかというような大きな力量の観点でございました。そういう中でこの4つの目的、ゾーン計画と言ってもいいと思うんですが、ゾーン計画をやっていこうと。こんなことで、それは農業政策部門が担当せえということで、当時まだ私のところ農政局という局がありまして、震災以後に合併しまして今、産業振興局という、何をやっているか農政の問題はわからん局になってしまったんですが、今農政部に復活せえというような議論も出ていますが、いわゆる農政次長も、私もずっとこの事業で10何年一緒にスクラムを組んでやってきた職員が、農政専門技術人が80人おります。スタッフ的な要素にしては私のところは市町村ではそういう意味ではこういうことをやるにはスタッフがそろっているんじゃないかと、こんなことも思っております。

そういう考えの中で3つの区分でそれぞれに国の法律とあわせて、何を目的にするか。先ほど次長も申し上げましたように、農業振興、それから地域の活性化、そして一番大事な土地利用。そこへ景観とか環境問題、これはそこに住んでいらっしゃる方の意向、これがやはり今の時代、どうしてもそこに住んでいただかなければいけないわけです。そういう中で農村地域1万2,000戸ありますが、そのうち6,000戸ほどが農家で、あと6,000戸は非農家、非農家という言葉は好きじゃないんですが、農家外ということで、半々ぐらいの地域なんですね。そこが

やはり生活環境問題も非常に大切だから、状況が一番わかっている農政関係部局が担当せえということでこの条例になったわけです。

それからピンクのこの4ページは、この条例の中で、これ条文で書いてあるやつを図解したやつがこれですが、先ほどおっしゃったように、資材置き場とか廃車置き場を話し合いだけではいけません。基本的にはだめだというもの、それからいいですよというのが基本的には決まっているんです。それに照らして、いいけれどもやはりそれはやめておこうという議論をするのか、そこはやはり地域の住んでいる方にゆだねよう。ある一部では行政がやっていった土地利用を住民に押しつけるのかという議論がありました。これはやはりこれからは住民の方と一緒にやっていかないと。

2点目は新しい規制ではないかと議会筋とか、そのいろいろな土地の所有者から非常につくるときに反発がございました。すごい反発がございましたが、一つ一つひざを交えというんですか、説明会を開いたり、これは職員の努力というのは、私も自分で言うのはおかしいんですが、そういう努力は神戸市はやってきたのではないかと、このように思っているところです。

先ほどちょっとありましたが、そういう中で今前に座っていらっしゃる井川さん初め、当時の農業委員会の方、それから地域住民の代表者の方の全面的な協力もあったということと、市長が平成6年に政府の行革の土地住宅部会に出まして、そのときの神戸市長の発言内容で4つございました。

農村地域の土地利用は農政部門がやるべきであると。そして、集落地域整備法という建設省と農水省との共管の部分があるんですが、この農村地域でやる場合は農政関係の部署がやって、当時生産緑地の問題がまだあった時代ですが、都市部の農地については建設省いわゆる都市計画部門がやってええやないかと。ただ、農村部の基準は建物等の住宅関係は都市計画基準でやれと。市街化農地の方については農水基準でやれと、こんなことでお互いにそういうことで明確にしてはどうかということです。

そういう中で、この4つの国の法律、非常に一つ一つの目的は確かに立派なものですが、全部あわせて出先でといいますか、末端で運営しようと思ったらいろいろな問題を抱えて、全部絡んでまいります。それをある程度やっていこうと。ただ、次長が申しましたように、これですべて魔法使いみたいにやればできるという問題ではありませんので、これはやはり長い期間と地域と一緒にやっていくということで、より今よりベター、よりましということの方向で一步一步でもいい方向にいけばということで、これができたから神戸市ばら色なのかということでは、決してそうではないと思っているところです。

大体以上が経過なり、当初のいろいろな平成3年ぐらいから井川課長と一緒にやってきた中で、この費用、私もつくるのに恐らく1億5,000万か、2億財源を放り込んでいます。非常に財政的な負担もやりましたといえますのは、都計法と同じように公告縦覧の事前から本番から土地のこういうのをやりますと、全部56万世帯に折り込みで入れます。1回入れますと五、六百かかります。条例発行のときの現状写真を買おうと思ったら2,000万ぐらいかかったのかな。何かそんなんもかかりますし、それでいろいろなことをしますと、市町村がここまでやるということについての分、財政的な問題、非常にしんどい面があるわけですが、そういう分でこの集落、土地利用計画という農振法の集落と自由契約だったかな。3年ほど前に廃止になってしまったんですが、あれは非常に助かりました。あの助成をいただいた分の当初、知らない間に、あれ合わないからやめやと。あれこそ条例とか市町村がやるときのあの制度、農振の1つの制度ですが、あれをやはりやめろと言われたときには非常に残念でありました。あれが近畿農政局の方へ、次長8つほどきたんかな。そのうち6つを神戸がいただきました。近畿農政局関連で。それでこれ当初の分の野中地区なんかも、それをお金で振り込んだということです。

以上です。

○生源寺座長 それでは沼田次長から補足を。

○沼田神戸市産業振興局次長 先ほどの原田先生の話でございますけれども、私ども条例だけでももちろんきませんので、条例と現行法令を的確に組み合わせたい。その中で総合的な土地利用が誘導規制できたらという考えでございます。あわせまして、法令だけではいけませんので、地域住民の皆さん方の合意といいますか、そういったものをあわせて、トータルでそういうコントロールができれば、場合によっては規制がきつくなるところもございますし、少し緩めながら開発する必要があるところにつきましてはそういった面も少し緩めるというような、トータルで全体の地域の活性化と土地の利用の整除というのができたらという考えでございます。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

それでは引き続き原田委員。

○原田委員 どうもありがとうございました。

私がお伺いしたかったところは大体出ていると思うんですが、簡単に申しますと、最後の沼田次長の話のとおりでいいと思うんですけれども、要するにこの条例ができて、里づくりの協議会ができて、計画ができれば、個別立法は要らないという議論が可能かどうかという問題なんです、突き詰めれば。私の考えはそうではないし、神戸の場合もそうではなくて、むしろそれらの個別立法はやはり縦割りでできている。しかし、現実の市町村の土地利用にはもっと

総合的な観点で、景観にしろ、何にしろ要るわけで、それをどうやるかというところを条例で制度化し、そこに住民合意をドッキングさせ、それでそれに基づいて個別立法の規制をうまく総合的に運用していきたい、こういうスタンスだろうと私は理解しているんです。

そして、この条例、非常にうまく仕組んだなというふうに私自身は思っておりまして、それが横だしとか上乗せでけしからんということは何ら思っているわけではございません。これはちょっと誤解なく。ただ他方で、こちらの懇談会の議論の中の流れとして、むしろ条例ができれば、そういう個別立法を外していいじゃないかという考え方もちょっとあるので、私はそれはまずいのではないかと思っているんですね。ですから、そういう点でご意見を場合によってはお伺いできればということです。

○藤平神戸市立森林植物園副園長 この間まで、去年ですが、国土基準委員会の企画部会に私出させていただいて、同じことを申し上げたんですが、やはり農地を守るという農振法の今までの流れの使命というのは非常に大きなものがあったと思っております。

農振法の制度というのは非常にいい制度だと、使い方を間違わなければいい制度だと思っておりますし、今次長申し上げたように、法的な根拠の分で条例というのは公表して、悪いやつだというだけ終わりですから、これではやはりだめなんで、やはり今の既存の都計、農振、農地法、これは当然基本だけはある程度決められて、後の運用は地域によって差があってもいいのではないかというのが私どもの考えです。

○生源寺座長 どうもありがとうございます。

それでは小林委員。

○小林（新）委員 各省庁は当時どういうふうに評価したかというか、制度的な意味で、制度的な意味というのはちょっと変な言い方なんですけれども、非常に斬新なものだったと思いますので、うちの法律との関係でこうだあだとか、そういうふうな意見があったのかどうか。今どういうふうに評価されているか。要するに現場での必要な対応ということですぐれた条例だという評価になると思いますけれども。そこら辺どういう評価をしたかというのは制度的な位置づけについて中央省庁がどう考えたかということを示していると思いますので、ちょっとお願いします。

○生源寺座長 いろいろなやりとりがあったかと思えます。

○沼田神戸市産業振興局次長 先ほど少し申し上げましたけれども、条例をつくる場合の審議会をもったんですけれども、いろいろと国の方、農水省の方は近畿農政局長さんに来ていただきましたし、国土庁の方は土地利用調整課長さんに入っていたいただいた経緯もございます。県の

方も農林水産部長さんなり土地住宅部長さんに入っていて、そういった都計法なり、ほかの面からもいろいろと検討重ねて、もちろんそういった皆さん方委員として入っていただく上は、スタッフの皆さん方もいろいろな検討をしながらやってきた経緯がございます。すぐこれをつくる視点につきましては、各法令につきましてある程度のコンセンサスといえますか、そういった勉強をしてきたと思っております。

○生源寺座長 それでは小林委員。

○小林（重）委員 私は都市計画法の改正にずっとかかわってきている者ですが、最近、都計法改正の中ではできるだけ市町村の意向が反映される仕組、すなわち法に基づいて条例に委任する事項を拡大して、そのことによって現在の個別法の世界を拡大しようとしているわけですね。そういう方向性を1つににらんでいるんですが。そういう議論と神戸市で今回つくったのは自治法に基づく自主条例というものです。委任条例の世界が拡大していくということは、私は私なりにいいことだなとは思っているんですが、その辺神戸市はこういう形で自主条例をつくったことと比較することを考えたときに、そういう個別法の世界の条例が拡大し、条例事項が拡大するということについては何かお考えをお持ちですか。

○藤平神戸市立森林植物園副園長 今、小林先生がおっしゃっている問題が出ているんです、確かに。というのは既存宅地なんかの規制緩和めぐりまして、隣接、近接という問題があるんですね。見ていただいてわかりますように団地がありますね。近接、隣接といったらほとんど圃場整備をどーんとやっているところまで入ってくるわけです。都計法の関係でいくと。条例をつくれれば開発可能な地域になってきたわけです。やはり都計と、それから建設部門の構造の話でも、神戸市は新たにそういう条例はつくらないという方向で、今私3月まで話をしていたんですね。つくれば圃場整備のところも全部住宅にしてもらったらできる可能性が出てきているんです、今度の都市計画法の改正では。

しかし、すべてそういうので一律にいつてしまえば、地域の状況が合わないところが条例の中で出てくるということで、神戸市の場合は調整区域のそういう開発的な要素を込めた条例は共生ゾーン条例で十分であろうというのが今のところ、ちょうどこの4月から変わったかどうかは別として、私が3月まで運営させていただいた分はそういうことです。

○沼田神戸市産業振興局次長 藤平副園長が言いましたように、やはり近接、隣接なんて話になりますと、圃場整備をしました優良農地が入ってしまう事例がございますので、そういうのは非常に困るという分がございますのと、あと開発許可の関係で、例えば二・三男住宅あたりにつきましては、法施行以前にも所有していたところ。最近10年とかという話になっておりま

すけれども。そういったある集落区域を設定しましても、それ以前に所有してなかったというのがございますので、それにつきましてはせっかく土地利用という形で整備しようとしておりますので、交換分合をした上できちんとそういったのができるようにしてほしいと思うのと、今我々が考えておりますのは、神戸市におきましても、いわゆる過疎地というところがございますので、都計法の改正によりまして見ましたいわゆる小規模の地区計画というのを少し取り入れてやっていきたい。

いわゆる活性化のために二、三十戸くらいの集落といいますか、住民の皆さんがつくるような地区計画を1つでも2つでもできたらという考え方を持っているところでございます。

○小林（重）委員 私がお聞きしたかった点は、都計法の条例事項の拡大は事例として申し上げて、今回、農水省関係で新たに条例をつくって、協定的な仕組み、契約的な仕組みで何かできないかという法に基づく仕組みをつくろうという懇談会ですね。

そうしますと、例えば今回の共生ゾーン条例の中で土地利用基準があって、施設によってはここが協議して△というようなところは、こういう仕組みは恐らく個別法に基づく条例の中ではなかなか仕組めないのではないかという心配があります。むしろそういう意味では土地利用基準の中の△という扱いは、こういう自主条例の枠組みだからこそできている仕組みであると考えます。この仕組みが極めて重要なことであるというふうに認識しておられると、いわゆる法に基づく委任条例的な条例の仕組み、それを契約という話に展開しているか、ちょっとニュアンスが近いのかもしれませんが。それと、自主条例で考えている方向は若干世界が違ってくるかなという感じを持っております。この△を含めた集落の中での協議の仕組みですね。そのことが今回の条例を具体化する上で極めて重要な意味を持っていないというふうに理解すると、委任条例と自主条例の関係がどうなるかなというそういう心配でございます。

○生源寺座長 今の点についてございますか。

○藤平神戸市立森林植物園副園長 当初、今の国の法律で可能であるというのも皆△にしているというのは見ていただいたらわかると思うんです。しかし、場所によっては、これは絶対だめやと。環境問題とか、その生活の場とかというので、それはやはり集落にゆだねようと、地域住民にゆだねようと。行政がここはいいですよ。このAという場所がよくてBが何であかんねんという説明は恐らく農地部会長もいらっしゃるけれども、なかなか議論してもつかないんです。これはやはり集落でやろうと。

ただ、条例つくったときに過半数とか、4分の3の協定という、これはあくまで理想であって、4分の3までよって手続をしなくても、今の農村集落はやはりそこで議論していただいて、

集落全体で決めたら、そういう4分の3以上文書つくってどうのこうのということをしなくてもいい社会は、まだいい社会が残っていますので、あえてしていないだけで、それは本当に制度を行政というのか役所が、制度でそんな決めたらそれをするというのは、もうむだな話で、当然そういうのを担保されるといいじゃないかということでして。だからやはり里づくり協議会の議論にゆだねるということが、これが住民参加条例やと、このように思っています。だから、一律で決めれると、また同じ今までの国の法律がどうのこうのという問題が起こってくると思います。正直おっしゃるように起こってくると思います。

○生源寺座長 そのほかいかがでしょうか。

○小林（新）委員 これ里づくり協定というのは内容は具体的にどういうふうな項目を定めることになっているんですか。

前条第2項各号とこう書かれていますから、何かやはりゾーニングの、要するに土地利用の区分なり規制みたいなことまで書くような趣旨なんですか。

○初代神戸市立地域整備係長 計画全体を協定にするということで、全体を対象にしています。

○藤平神戸市立森林植物園副園長 それから市との協定の4分の3ですね。これは計画をつくれますね。それをより担保するためにこういうところに資材置き場つくらんとこう。それから皆さん月に1回掃除しましょうとか、そういう環境とか、生活問題も込めて集落の中で、これは農村集落というのは決めなくても大体そういうのがあるんです。それを担保するためにこういうのをつくられたらどうでしょうかと提案しているだけで、この最後の認定を受けた里づくり協議会は住民の4分の3で協定をするということ。これは今までやった例はありません。ただ、やらなくてもそのとおりに過半数といいましょうか、里づくり計画が集落で同意されれば、自動的にこういうことだと、今のところそういう見なし的な要素できているので、正式的にやった例は今ないんです。ただ、条例では残っております。

○生源寺座長 そのほかいかがでしょう。

○原田委員 今の最後のお話に関してはそのとおりだと思うんですが、農村集落であるからというお話もありましたね。だから別に4分の3で協定しなくても、協議でちゃんとやっていけば、それで守られる。それに対してもっとどんどん外から人が入ってきて、集落の実態が変わってくるようなときにどうするのかという問題は別にあるだろうかなという感じはします。

それともう一つは、それに関連しては地権者、要するに農地の所有者と所有者でない居住者の関係をどう考えられたかという点を1つ。もし簡単にお伺いできればお伺いしたい。

それからもう一つ済みません。

先ほど条例に関して横だし、上乘せではないんだとおっしゃいました。私は、むしろ自主条例で上乘せ、横だしをしてやろうというお気持ちがあったのではないかという感じもするんですね。しかも、上手にそこをやっているんじゃないかなというのがむしろ私の印象です。非常によく考えられている。先ほどの一旦とにかく農業保全地域と環境保全地域の線を引いて、そして後は協議会で計画を立てたら、変更していきますよと。この手順なんていうのは本当にだれが考えたのかと思った位です。だから、横だし、上乘せに法的な拘束力を直結はさせないけれども、事実上、既存の法令がもっている法的な拘束力を横だし、上乘せ的に、かつ総合的な視点から使う仕組みを非常に上手に考えたのではないかと私は思っております。

○小西野中里づくり協議会委員　ただいまの住民の耕作者の変化といいますか、そういったことが将来起きた場合にどうするかということでございますが、現実にはそういう問題が起きてきつつ現在あります。そういった関係でこういうことを決めて、いわゆる農村地域には法律的なものがありますよということを市の側はああいう話が出ているわけなんです。今からは土地持ちが、地主が変わっていくという可能性が非常に大きくなっていくというふうに私は見ているわけなので、現実には私の周辺でも2戸ほどが既に自分の持ち田を全部処分したという人があるわけなので、そういった中で地区外の地主ができてきたなど。そういうことになりますと、将来、今考えているようなことで事が進むのかなという心配はしております。

だから、そういうものも、きょう言ってあすそういうことにはならないと思いますけれども、十分にその辺のことまで考えの中に入れて、この協議会の将来図といいますか、そういうものを書いていかないといかんのではないかなというふうな感じはこのごろ持っております。

以上でございます。

○生源寺座長　それでは市の方から沼田次長お願いします。

○沼田神戸市産業振興局次長　今までのいろいろなそういった資材置き場とか、そういった廃車置き場の事例といいますのは、先ほどありましたように、そこに住んでられる地権者の方が基本的だというか、それがきっかけになっているのが多いわけですね。だから、こういったものを初めに皆さんで合意していただくと、そういった部分が減ってくるんじゃないかなと当初から思っておりました。そういうのがくると、その近辺が少しそういった雰囲気になりますので、また次のが出てくると、そんなんがございましたので、できるだけその前にこういった皆さんにこんな考え方を理解していただきたいと思うのがあったのと、ただ、先ほどもございましたように、農地とはまだ農地法の関係でそんなに動いておりませんけれども、周辺の里山等につきましては、いわゆる企業が持っているのもたくさんございますので、その辺は今から、

前からですけども、問題でございます。

ただ、この企業さんがそういった開発をしたいと言ってきましたら、実はこういう条例があるんですよ。地元の皆さん方の合意をとってくださいと。これもできませんし、またする場合にはこういった条件がありますよというのは当然我々の窓口の方でも整備をいたしますし、申し上げておりますので、少なくとも以前よりはそういった整備ができているようになっていると思います。

以上でございます。

○生源寺座長 原田さんよろしいですね。そのほかはいかがでしょうか。

それでは山本委員。

○山本委員 神出集落と、それから野中、こちらの方で実際こういうことがあるのかどうかちょっとお聞きしたいんですが、神出集落の中には市民農園がありました。今後、新たに田園住宅をつくって、都市の住民を引き入れてくると、定住してもらおうというふうな場合に、土地の問題をどうするのか。売ってしまうのか、借地でいくのか。

それから先ほど小西さんがおっしゃったような農地を維持できない場合に、今農地の貸借で、貸し借りでやっていく方法もありますけれども、そういった今後地権者が代変わりしていく、それから新しい都市住民が入ってくるというときに、すべて土地の権利関係を売買だけでやっていくというのはちょっと難しいだろう。その場合に借地という方法をどういうふうになんかうまく使っていけるかなというので私興味あるんですが、その辺について何かお考えございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○生源寺座長 それでは分玉さんからお願いいたします。

○分玉神出北里づくり協議会相談役 ただいまのご質問なんですけど、今、市民農園の例をとってまいりますと、集落の者が全員かわって収益を上げるなり、私益をやったりして、全員にいいことも悪いことも全部全員が受け皿になっているということで、仮にこれを個人で行いますと大概難しくなって、あれはうまいことしているとか、金もうけしているとか、なかなか足引っ張り出して、地域の住民の和というのがうまくとれないだろう。

そういうことを体験としてわかりましたので、今後どんな形であろうとも、その運営については地区全体としてやっていくと。これが一番住民一歩前進、地区の活性化に一番肌があうのではなかろうかと。よく、ほかである例なんですけど、個人でやっている、あるいは小グループでやっているのは必ずどこかで行き詰まって問題が起きていると。それとやはりパワーが発揮できないと。今、私のところは営農組合でもそうなんですけど、次々世代が変わっても後継者が

出てくると。今一生懸命頑張ってもその人が病気になったり、年いった後はできない。個人と小グループの場合は。ところが集落全体で取り組みば、次々にやはり若い人が、できる人が出てきていますので、後継者の問題とか、いろいろそれから資源の問題についてもいいんじゃないかなろうか。

やり方についてはいろいろこれから検討すべきだと思うんですけども、売ってもらおうとか、あるいは借り上げするとか、そういう点についてはできるだけ、その地域が和がとれるようにならないかんというのが大事であろうと思います。

それと逆に私の方から皆さんに教えて、一番困っているのは、土地の利用の仕方については、なるほど圃場整備もできました。あるいは下水もできました。いろいろな面がたくさんのお金入れてやっていただいた。肝心の土地の利用を農家が農家として土地利用するには今後どうするんだ。例えば、減反が約半分ある。その半分为どうするんだ。あるいは転作して、転作奨励金もたくさん出るようになって、それが本当に転作で取り組めるのがどうか。いろいろな問題があろうと思うんですけども、土地の用途指定区域も結構なんですけど、今当面として土地の減反施策による半分の土地をどういうふうな生かし方をしていく。これらがやはり一番大きな問題でなかろうかと私は思うんです。そうしたら野菜つくってやったらいいじゃないか。ご存じのとおり、それはつくっても決して現在では採算とれるような状態ではなしに、環境踏まえてもいろいろな問題がある。当面、この問題について一番私は悩めるところだろうと思うんです。

特に私のところみたいに兼業農家が主であるところでありまして、その農地が極端にいいますと、そこそこ守っていけばいい。土日をさいて草さえ生えないようにしたらいい。そこから生活の糧を期待していない。果たしてそれでいいのかどうかというのは非常に悩めるところでありまして、しからば違う方向に何か転用でもしてできるかといったら、それはできない。ご存じのとおりいろいろな法律、縛りがあってできない。

だから、農村ですので、農家でないこの苦しみというのを一体今後どのような方向を目指せばいいのかちょっと悩んでおります。また、別の機会でも結構ですから、教えていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

山本さん、前半のやりとりよろしゅうございますね。貸借あるいは売買かというよりも、むしろ個か全体かという、こういう問題というお話だと思います。

○山本委員 言ってみれば、集落で一旦個人の土地をお預かりして再配分する。その預かる方法については、これからまた考えようということですね。

ありがとうございました。

○生源寺座長 なお、後段に関しましては、私自身生産調整に関する研究会という座長を今やっております、あるいは多少の報道なりでご承知かと思えますけれども、生産調整のやり方自体については、根本的に見直そうということを考えております。今、事務当局にかなりどっさりと宿題を出して検討していただいているところであります。きょうは時間がございませんので、この話をするのはちょっと控えさせていただきますけれども、いずれ秋に向けて、今まで余りにも問題が多過ぎたやり方については、きちんと改めたものをつくっていきたいと思っております。これは、この懇談会の座長としてではなく、生産調整の方の座長としての発言であります。

それでは田口委員。

○田口委員 少し、これまでのいろいろな話を蒸し返す部分と、それから少し些末なことに入ってしまうかもしれないのですが、ちょっとお伺いしたいんです。

私は景観形成にかかわって仕事をしておりますけれども、大変に難しい作業がありまして、取り組み方に大変興味があるのですけれども、きょう朝からお伺いしてましたら、その里づくり協議会が大変にいわば機能しているというようなお話を伺ってまいりまして、居住地域の都市化という現象ですね。こういった現象が今後ますます大きくなってくのではないかと思うんですけれども、そういった外から入っていらっしゃる方たちをこの協議会でどのように巻き込んでいらっしゃるのかなど。

実際、景観というのは最終的な作業が大変大事なものですから、その辺をどのようにお考えかぜひ伺いたいというのを思っております。

○生源寺座長 これはどなたからでも、むしろ地元の方から。

○井川野中里づくり協議会委員 今のご質問の問題、これはもう地元も同じ悩みを持っている問題でございまして、話が少しそれますが、きょうずっと地域を回られたときに、私の足元ではああいう清掃作業を皆さんが出てやっておりました。

ところが、同じ農地を持っておっても、他地区からお越しの方々は、ああいう作業には出てこないんです。ところが、これは同じようにその地域の中において、公共のために尽くすときになると、非常にアンバランスなものが現実の問題として残っていると。

これから先は、法人が農業に参加するところもあるでしょうし、いろいろ形態が変わって、

農地法もだんだん改正されて、私ども農業者がついていけないほど大きく変わろうとしておるように思います。

しかし、変わることはいいんですが、うまく現在の農家と新しく参入してくる農家と、これをどこで整合性を持たせるんだという問題、その辺が解決しなければ、今後の農村というのは決して今までのような和やかな、そういう調和のとれた和やかさがだんだんなくなっていった、ぎすぎすしたものだけが残ってくる。それが地域の中で、この里づくりの問題だって、これから先、時間がたてばそういう問題は必ず起こってくる問題であろうし、それを法的に規制することはやすくとも、法律ですべてが解決するのであればそれでいいんですが、法律で解決する問題というのはごく一部であって、あくまでもこの里づくりの場合でも、地域の合意によって、皆さんの話し合いによって物事がスムーズに進んでいくということを見ると、今、先生方がおっしゃってることすべてが、私にはこれから今後の課題であろうと思います。これから先、幾らでも起きてくる問題であろう。

しかし、現在はまだ私どもの方ではそういう問題は何とか、一部の人たちから、あの連中全然出てこないのどうするんやというような、ぶつぶつということは聞いても、それを現実に表に出てくるというほどの力はまだないと思います。しかし、これから先はそういう問題がどんどん出てきて、それと新しく住居を持たれて、私どもの方へお住まいになられた方々を、田舎というのは割と閉鎖的な社会で、あけっ広げで受け入れていくということが、口で言うのはやすいんですが、なかなか難しい問題。それをどうするかというような問題も、農村の中には、農業そのものが問題であると同時に、住環境から環境からすべての問題に、これから先いろいろな問題をはらんでおるということ、それを考えて、先生方に法改正をやられるんなら、その辺もひとつ考慮いただいたことをお願いができたかなというような感じがします。これはもう、決してこれがこうだとかいうことではなしに、全体的に問題を多くはらんでおるという認識を持っております。

○太田農村振興局長 共同作業にはそういう方は出られるんですか。町場から入られた方は。

○井川野中里づくり協議会委員 いや、ほとんど。中には出てくれている人もあります。

ところが、出てこないのと、それから昔でいいます譜代地主と申しますか、他地区から入っておられる地主さんというのは、そこに同じように権利を持っておられるから、権利は主張するけれども、義務の方は全然果たさないというような、そういう。

だからそれを見ると、他の地区の人に農地を持たせることを地域の人たちは非常に嫌がるんです。それが今度は、外部から見たら排他的だとか、いろいろ批判をされるんですが、決して

農村だけが一方的に排他的ではなしに、そういういろいろなもの、極端に言えば地域の調和が乱れるというものが、地域の人が嫌がる問題の最大の原因だと思います。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

それでは、簡潔にお願いできますか。次に八千代のお話も聞くということになりますので、それでは。

○初代神戸市地域整備係長 田口先生のお話の関係ですけれども、お手元の方に、神戸市の方の指針、基本方針をお配りしてまして、後半部分が神戸市の農村景観の基本計画になっています。

その中の、4ページのところを見ていただいたら、神戸市の農村景観についての考え方というのを簡単に、今開いていただいているところですが、真ん中に農村景観というのがあって、生活文化と自然と農業の、それぞれの円の重なり合うところに農村景観、つまり農業、生活文化、自然の調和を図るところに農村景観と目指すものがあるという、図示したものがあります。

もう少しページ進んでいただいて、6ページのところの右側の表ですが、ここの里づくり計画を見ていただきましたら、里づくりのメニューの中の5番目のところに、景観保全形成計画というのがあります。

現在、里づくり計画の中のメニューの中で5番目の景観保全形成計画については、必要と思われる場合にはつくってくださいという形で、必須のものではなくて任意のものにしていますけれども、現実にはそれぞれの里づくり計画の中で必ずつくられておられます。

それから、先生が心配されてます新しい住民の方々が来られるというのは、それはまさしく先ほどから話題に出てます、新田園コミュニティー計画を実際した場合に、まとまって10戸、20戸の新住民の方々が来られると。そういう場合ですが、ちょうどこの図示の中で点線で箱が残っている部分がありますけれども、今回、共生ゾーンの審議会の中でご意見いただきました新田園コミュニティー計画というのが、その指針、ガイドラインというものがちょうど点線部分に入るものだと考えていただけたらいいと思います。新田園コミュニティー計画指針が上の点線の中に入り、下の⑦の中に括弧でつづられている計画の新しいメニューとして、新田園コミュニティー計画がここにできると。そのときに、地域の中で新田園コミュニティー計画をつくる場合につきましては、先ほど任意と言っていました景観保全形成計画は必須のものであるということで、ガイドラインの中で指し示しています。

ですから、新たに新田園コミュニティー計画をつくる場合には、もう一度地域の景観を考え

直していただいて、景観保全形成計画を必ずつくっていただくと。つくっていただければ、それに基づいて、下の方に見ていただきました景観保全形成基準というのがあります。これは神戸市の方でつくるものですが、必ず神戸市の方で景観保全形成計画を尊重した、その地域だけの特別の景観保全形成基準をつくらせていただきます。それに基づいて、その地域を農村景観保全形成地域と指定しますということで、将来的にコントロール、具体的には建築行為のコントロールもやっていこうというのが神戸市の考えです。

今回、新田園コミュニティー景観指針というのをつくりましたけれども、いわゆる都市計画法上の地区計画なんですけれども、それをこの農村地域に適用する場合、一番神経を使ったのが農村景観、それから既存のコミュニティーの維持という2点です。

コミュニティーの維持の点につきましては、午前中、例えば従前の戸数を超えないとか、何ヘクタール以内という形でやってますけれども、それとともに区域設定のところでも、従来の集落居住区域の一端を前提に、にじみ出すような地域で、新たなところにぽっと飛び出たような新田園コミュニティーをつくるようなことは認めないというようなことも、その指針の中に書いてありますけれども、そういうふうな形で、今回コミュニティーの維持と景観というのを最重要視した計画指針を現在つくっております。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

それでは池邊委員、どうですか。

○池邊委員 手短に、先ほど転用の、最初に里づくり計画をやったときに全部が赤だったと、それをいいリーダーの方々の力で今のような形に落ちつかれたという話だったんですけれども、かなりの数の、ほかにも優良なところとそうでないところと、いろいろだという話があったんですけれども、そこら辺で地域として、例えば、特定用途地域がたくさん出てきてしまうとか、そういったものについてのご指導というか、その辺の市の方の体制というか、里づくり計画に対する、どんなようなご指導をやって、最終的に決定までこぎつけてらっしゃるのかというあたりを、ちょっと伺わせていただければ。

○生源寺座長 それでは、まず沼田次長の方から。

○沼田神戸市産業振興局次長 土地利用の計画というのは、皆さん方いろいろお持ちですけれども、確たる計画がなくて、やはりキープしときたいというような話が結構ございます。何回か話をするうちに、5年先にもう一回見直しますよ、10年先にまだ見直しをしますよということになりますと、やはり確たる計画をお持ちでない方は、まあ置いときましょうというような格好で、だんだんと減ってくるのは事実ですね。そういった格好で、やはり本当に困っておら

れる人だけの部分が最後に残ってくるという形になろうかと思います。

それから、特定の方の分でございますけれども、余り好ましくない特定用途区域につきましては、やっぱり自治区一つぐらいを限度にしたいというようなのは基本的に持っておりますので、あちらこちらにそういったものができると、非常にその集落、その地域がおかしな雰囲気になってしまいますので、それは1カ所に限るといような形で、そういうことにしております。

○生源寺座長 それでは、まだあるかと思いますが、申しわけありません。

続きまして、ちょっと私も現地には伺えなかったんですが、全員ではないわけですが、昨日拝見させていただきました八千代町の取り組みにつきまして、どうもお待たせしました、細尾産業課長さんからご説明をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○細尾八千代町産業課長 どうも失礼します。

昨日は、大変僻地の遠方の地まで調査にお越しいただきましてありがとうございます。この場をおかりしまして厚くお礼申し上げたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、八千代町の概要につきまして、若干時間をいただきましてお話をさせていただきたいと思います。

八千代町は、ちょうど西脇市が日本のへそといったことはよく言っておりますが、そこから約7キロほど北側に位置するところがございます、ほぼ日本のへそに近い部分にあるわけがございます。そして人口につきましては、約6,200強といったことで、戸数が1,600という程度の小さな町でございます。小さいながらに戦前は高野豆腐、戦後は織物産業で鳴らしてまいった町でございます、そういう中で、ちょうどバブルが崩壊いたしましてから、織物産業が日に日に低迷いたしまして、現在では328個あった織物会社が70数個といったような形で、年々衰退の一途をたどっておるというのが現況でございます。

そういう中で、昭和60年から八千代町では、いわゆる都市と農村との交流といったところを研究してまいりまして、平成2年に都市農村交流の標榜の町といったことで、全国に情報発信をさせていただいたわけがございます。

そんな町が、今現在では交流産業で成り立っているといっても過言ではないというふうに思っております。もちろん、これの基軸になりますのは、すなわち農林業の今の条件でやっているものがございますけれども、そんな中で、ちょうど2ページお開きいただきましたら、いろいろな体験交流施設をつくっております。特に、若干書いてありますが、最初は平成2年にオープンいたしましたエーデルささゆりといった、現在は定員80名、結婚式場もそなえました農

園業体験施設と、こういったことで整備をさせていただいております。

実は、この地につきましては、全く遊休地でございまして、当時何もできないという、そういう状況の地でございました。そういったところを、何とか新たな土地利用を生み出しながら活性化を図っていかうというようなことで、こういうホテル形態のものまで持ってきたわけでございます。

また、そのエリア内には町民グラウンドとかキャンプ場、テニスコート、オートキャンプ場等々ありまして、トータルしまして約10ヘクタールほどございます。この間が、養鶏の団地が当時ございまして、養鶏がだんだん衰退し、今申し上げましたように遊休地、荒廃地、さらには湿地という大変悪条件の重なる10ヘクタールほどでございましたけれども、この地に今申し上げましたような、エーデルささゆりとか町民グラウンドとか体育館とかプール、こういったものすべて整備をやっていったような状況でございます。

また、コープといいまして、灘神戸生協さんのお力添えを賜りまして、ふるさと村も誘致させていただいております。このエリアでは年間に大体25万人といった方が今現在お越しいただいております。そして、総収入が6億5,000万、町内の事業員が60名といった形で、大変厳しい状況の中で、ずっと創設以来黒字経営といったような形で進んでまいりまして、町内の方から言えば、雇用の創出にありがたいというふうな声を聞いております。

そういう状況が一つでございますのと、同じくそういった施設の整備とあわせまして行ってまいりましたのが、グリーンツーリズムの推進といったことで、いわゆる週末滞在施設、きのうごらんいただきましたと思いますけれども、フロイデン八千代といったものを、4年間かけて60区画のものを整備させていただきました。ちょうど平成2年に企画いたしましたものですから、当時こういった発想がどこにもなかったといったようなことで、随分と苦労いたしましたけれども、やってみますと大変大きな反響を得まして、60区画に対しまして1,362件の阪神方面からの応募がございました。この選定に随分と我々もとまどいましたけれども、いろいろな条件をつけまして、できるだけいい方、また地域に根差していただけるような方、そういった方を拾い上げてまいりまして、現在では順調に交流が進んでおるとというのが、まず1点でございます。

また、そうした中で、3ページにまいりますと、きのうごらんいただきました、ことし4月にオープンいたしました、第2弾といたしましてブライベンオオヤというふうな、これも滞在型の市民農園でございますけれども、この地につきましても、棚田といったものがある地でございまして、棚田にお米をつくっておったものがつくらなくなってしまった、水がこない、

そういう状況の中で放置水田としてあったものでございますけれども、この地域を地域の皆さん方と3年間のワークショップを重ねまして、そのエリアをどのようにみんなの手でつくり上げていくかといったようなことで進めてまいりました結果、ネイチャーパークかさがたといったエリアをつくりました。トータル的には2万5,000平米の中に市民農園が20区画、環境庁の事業でお世話になっておりますような国民休養地の施設、それからコテージ、さらにはふるさと土と水のふれあい事業で、ことしやりましたいろいろな芝生広場、あるいは親水公園、水車小屋とか、こういったものをすべて入れまして、新たなる一つの都市農村交流を進めていくと、そういうような形を今現在模索いたしておるのが現況でございます。

さらには、ことしになりまして、第2次補正でちょうだいいたしまして、八千代の最後の施設整備といったことで、大和地域の方に赤穂城の武家屋敷の再現といったような形で、といいますのは、赤穂藩の城地であります大和地域は、大石良雄殿ゆかりの地でございまして、毎年夏場には一月ほど滞在しておりました。そういった歴史文化をひもときまして赤穂城の屋敷のものをつくりながら、その中でいろいろな人たちが交流できるような、体験棟というか、すべての体験ができる、そういうようなものをこの中に入れていく。そして、その周囲に3つ目の滞在型市民農園を入れていこうというふうに今現在考えております。

これにつきましても、農業としては一等地でなくして、二等地といいますか、そういうような農地を利用してやっていこうというようなことで、今現在計画を練っておるのが現状でございます。特に、バリアフリー化の問題、あるいは生ごみをどういうふうにしようか、こういったところをキーワードにいたしまして、現在では進めておるといのが現況でございます。

また一方、こういうふうな形の中で、八千代町では土地利用調整といったものにつきましては、まず農業をきちっとやっていただくところにつきましては、農業委員会で話し合いを持ちまして線引きをいたしております。

そして、それ以外で放棄地あるいは荒廃地、こういったところにつきましては、毎年2回のパトロールを行いながら、町が年間に50アールずつ復元作業の事業を展開いたしておりまして、それを都市の皆さん方に開放していこうというようなことで今やっております。それがこれまで10数年間、都市農村交流を進めてまいりました影響を受けまして、都市の皆さん方が気楽にその農地にお入りいただいておりますというのが今の現況でございまして、そしてそれに係っていくのが復元された農地を所有しておる農会と、こういったものが指導作業等に入りまして、ともに交流を進めておるといのが今の現況でございます。

そういう中で、このたび北播磨の田園空間博物館といったものが、この9月7日、8日にオ

オープンしようとしております。これは西脇市を中心としまして、1市4町がまず一本化といった形で、地域まるごとが博物館と、こういうような形でその事業をちょうど2年間、最初は行政主導でやってきたんですが、今現在では住民主導で行政が全く手を出さない、口も出さない、出すのはほんのわずかの助成金だけということでやっておりまして、みごとにNPOが先般発足しました。いよいよ9月7日、8日からこのNPO組織をもちまして、この博物館の総合案内所を運営していく。さらには1市4町のサテライトに属する部分のイベント計画であるとか、都市農村交流のイズムの方向づけとか、そういったものをこの人たちによって、今まじにやろうというふうな状況でございます。

そういうような町でございまして、全国的に有名になりましたのは滞在型の市民農園を、一番全国で早くから手がけて、それがいわば都市と農村との交流というイズムの中でうまく展開しているというのが好評のようでございますけれども、おかげで、ああいう週末滞在型の施設をつくりますと、今現在2カ所で80区画になっておりますけれども、やはり農林業を技術にいたしておりますので、その地域でとれるお米、野菜、こういったものはほとんど契約栽培になっておりまして、お米は全部その地域が契約して、その町の方々にお渡ししているというのが今の現状でございます。

またさらに、商・工の段階までも、例えば、車の車検を全部八千代町でやってもらう、それから新車を買うときは必ず八千代町にご相談いただく、それは管理組合の方ですけれども、ご相談になるというふうな条件が入っております、毎年何千万といった金が動いておりますし、また金融機関等の問題を合わせますと、大体フロイデン八千代で年間に3億6,500万円のお金が動いてまいっております。すなわち、農林業を基軸にして、商・工までうまく都市農村交流によって流れておると、そういうふうに我々も分析いたしておるわけでございますけれども、それ以上に目覚めたのが住民の意識です。住民の意識が大変高うなりまして、今では行政でやるイベントというものは3つしかありませんが、年間15回のイベントのうち13回は民間がすべて立ち上げて、全国ネットの中でやってくれています。

ですから、そういう中で、例えば尼崎市のファン、伊丹市のファン、あるいは神戸、灘方面のファン、こういったファンがどんどん開拓されまして、八千代町ではそういうファンの方を中心にした施策といったものを、毎年いろいろな観点から意向を徴収しまして進めながら、交流産業一本化の町といったことで進めています。すなわち、今はやりのアイ・ウィル・ライフというところまで進めていきたいということで、あらゆる状況を持ち出そうとしているのが現状でございます。

また、何なり、ご質問等で詳しくお答えさせていただきまして、内容につきましてはこの程度で終わらせていただきます。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の滞在型の市民農園の話、あるいはいろいろな交流の試み等につきまして、ご質問あるいは意見交換をお願いしたいと思います。

それでは小林委員。

○小林（新）委員 資料をいただいた中で、4ページなんですけれども、土地利用上の課題というのがあるページですが、この中に、農地法のところの冒頭に、都市住民が農地を持っていないというふうに書かれてますけど、ここら辺の認識というか、こういうふうに書かれた意味、それを教えていただきたいと思います。

○細尾八千代町産業課長 基本的に都市の皆さん方は、八千代町に住所をお持ちでないわけですから、今のところ農地法上持てないと、こういうことになるわけですから。しかしながら、これを緩和していかないと、何かこう都市の皆さん方がアイ・ウィル・ライフの推進といった一つの形を打ち出しまして、うまく乗っけていけないというふうな状況になりますので、うちの方では状況としては、農業委員会の方できちとした報告書を出しまして、承認を得た中で、運用で現在もたしながら、その農会の皆さん方との話し合いを基調として進めておるのが現状でございます。

○小林（新）委員 持ちたいという方は相当おられるということですか。

○細尾八千代町産業課長 八千代町はご存じのとおり小さな町ですから、1町歩も2町歩もといった方はありません。現在29軒の空き家のうち14軒が埋まっております、空き家の方の大体平均耕作面積が20アールになっております。多い方で60アールです。ただし、農産加工といまして、納豆をつくったり、いろいろな農産加工をやっておられる方が、それと複合経営でやっておりまして、そういった方が今現在では八千代の中心的なリーダー的な役割を果たしていただいております、いろいろなワークショップに参加していただいて、地域と住民の意識改革、そういう方向へ随分と新しい感覚を吹き込んでいただいているというようなことでいいのではないかとこのように思っております。

○生源寺座長 よろしいですか。

○小林（新）委員 ここに課題として書かれてあることは、持てるようにするべきであると、こういうことを言われているという理解でいいですか。

○細尾八千代町産業課長 ええそうですね。できたら、そういうふうをお願いしたいというふ

うに思っております。

○小林（新）委員 そうすると、ちょっと場合が違うかもしれないけれども、先ほどのお話でもいろいろありましたけれども、いろいろな意味で弊害とか、そういうような議論というか心配があると思うんですけれども、そういうことについてはどういう。

○細尾八千代町産業課長 私どもの場合は、そういったことを緩和させるという形で、平成2年から都市農村交流ということを進めてきたんです。

ですから、グリーン・ツーリズムの最終目的は、私ところはやはり定住促進といった形を打ち出しておりますので、そういった面では、できるだけ八千代町にファンの方をどんどん入ってもらおうということで、10数年間、それ1点張りの政策を展開してまいりました。

したがって、そういった方が入って、お越しになりましたら、地域住民との現在の接点が大変強うございまして、例えば柿の木1本に至りましても、すべてオーナー制度になっておりますし、またシイタケの栢木の原木でも1世帯10本とかいう、すべてオーナー制度になっている。柿、クイノキ、それからタケノコ、なかなか農家にある資源は、ほとんど町の方のオーナー制度になってしまっておりますから、そういう意味で、町が仕掛けるよりも個人同士の交流がどんどんふえていると。ですから、そういう人たちが農地を持っておやりになったって、あるいはそんな土地利用の中でおやりになったって余り大きな問題はない。すなわち、他の町のような新興住民と地域住民とのいざこざという、そういったような点は今まで1回もないんですね。本当に自然の形態の中で八千代町の風土に溶け込んでおられるというのが今の現況でございます。

そういうために、我々は平成2年から都市農村交流といった一面の面を、あらゆる手段を使ってソフトとハードを取り組んでまいっております。あるいは民泊制度、年間200件ほどとりまして、これは都市住民の皆さん、大体2名以上、農家に全部泊まっていただきまして、そして農家の皆さん方と、農村の文化と都市文化といったものを、夜、酒を酌み交わしながら必ず話をさせていただいて、その論文を農家に泊まった方は出してもらおうということが義務づけられておりまして、もうそれをたくさん持ってこられて、十分ありまして、それを誇りになっております。

ですから、例えば婦人会の活動とかいろいろな老人会の活動がありましたら、もらった論文を全部が交換し合って、そして自分たちが勉強し合っているという、そういうような状況ができておりますので、そういうところで、八千代町に溶け込みやすい風土づくりといったことを、我々も側面的な支援しているというふうな現況でございます。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

それでは、原田委員。

○原田委員 私、昨日所要があって伺うことができませんでした。

ただ、いただいた資料、事前にお配りいただいたものもあったので、そういうものを見たりして、きのうの夕方にも現地に行かれた方にちょっと聞いたりしてたんですが、その延長上で一、二点お伺いしたいんですけども、一つは、特にこの滞在型の市民農園施設のようなものに関しては、一連の国の補助事業がずっと続いていますね。かなりの補助事業があって初めてこういうものができているということが一つ見えました。それに対して、他方、同じ施設から上がってくる、例えばその一つのビレッジからの収入というと、年間20何万とか30万円ということですので、仮に全体で60にしても1,800万円というような額になる。他方、土地を提供されている地権者の方には10アール20万円ということでしたかね、借地料を払っている。そういうふうなことになる、全体のコストバランス、収益バランスというのがどうなるのかということです。

他方、先ほどのお話の中では、かなり黒字であるというお話があったんですが、その黒字の対象が何だったのか、ちょっとわからなかったのをお伺いしたいという点です。

それから、先ほどの最後の、私特にこれにこだわるつもりはないんですが、都市住民の人が農地を持てるようにということに関する質疑に関して、簡単に言えば、町つまり私たちの方で選別しますということですよ、持つ人を。ところが、もし農地法なら農地法の枠のようなものがなくて、だれでも自由に買えるとなりますと、選別できないわけですね。その辺のバランスをどう考えられているかということ、ちょっと最後に。

以上です。

○生源寺座長 3つ、補助金等の問題、それから全体の黒字の問題、最後は都市の方の農地の取得の問題。

○細尾八千代町産業課長 まず1点目でございますけれども、八千代町の場合のやり方といいますのは、まず、ことしでしたら、二、三年後の計画をそれぞれの地域ごとにワークショップを重ねながら立てていくわけでございまして、例えば昨年でしたら、大和地域の活性化構想といったものをつくったり、それぞれ地域の皆さん方に活性化委員といったものをどんどんつくっていきまして、その中へ行政も入りまして、ワークショップをやります。ただ、行政は口出せませんので、我々は本当に司会とあいさつだけで終わるんですが、そういったものが完全ででき上がりますと、それをプランニング化させていきます。そういったものを県とか、あるい

は農政局か何かにお出ししまして、そういう補助事業のありよう的なものをお願いしているというのが現況でございまして、そういうできるものがあれば即お願いしていくという格好で今までずっとやってきております。

そういうことで、地域の皆さん方はそのメニューで町が補正なり、あるいは当初の国の予算に対する補助事業を受けることができましたら、もう地域住民の皆さん方は十分理解されておりますので、そう困ったなということはないんですね。ずっと動いていただきまして、では今からどうしようというところにすぐ入ってしまいますので、割合スムーズに今のところは補助事業の受け入れ態勢というのもできておるとというのが現況でございます。

それから、利用料金の問題ですけれども、利用料金はきのうもちょっとお話し上げましたけれども、まず賃貸料といったものが反当20万円になっております。これは、税金を含んでおりますので、税金は当然地権者から払ってもらいますけれども、中山間地域ですので本当に安いものですから、反当20万入りましても、税金いいましても一、二万の程度のものですから、いわゆる農地をお預けになった方は、収益が何もせん入ってくるということになるんですね。

そういうことで、例えば市民農園が60区画ございまして、非農家と先ほど言ってましたが、農家外といいますか、いわゆる非農家と農家、こういった集落全体の潤いを持たさんといけません。したがいまして、地権者だけがいいといいますか、先ほど言われたましたけれども、土地持った者だけがええ格好しよるやないかと、こういうことになってはいけませんので、土地を持っただ方は当然賃借料払います。それから集落にも、その方たちは町の特別町民制度ということで自治会費を払っておられるようになっておるんですね。ですから、集落自治会が入りまして、ちゃんと潤いがもたらすようになっている。いろいろな仕組みをどんどんつくっておるんですね。そういう仕組みをきちっとやることによって、非農家の方も全く横向かない。みな、その方向を向いた中で、都市の皆さんとの交流ができるという、そういう仕組みづくりをきちっとやらせていただいております。

したがいまして、もう1点は、収益のバランスといったことがございますけれども、例えばフロイデン八千代にしたら年間に1,650万といった利用料金が入りますけれども、こういった入りましたものは、管理組合の方では経営的な手法といいますか、そういったものを行政と一緒に考えておりまして、どっちかといいましたら、一つの収入と歳入を組みましても、予備費は置かない。何も置かない。決められた歳出、例えば電気代という歳出がありましたら、電気代は全く赤字にさせてはだめなんですね。あるいは電話代だって赤字にさせてはいけない、ではどうするんだ、それは知恵を絞らんといかんようになっとるんです。

ですから、そういうふうな形でみんなで協議をして一つの予算化をつくってまいります。そして、例えば電気代が、ことしはどう見たって20万ほど赤字になるというときがございます。そういったときは、ちょうどあの地域は蛍の地域でございまして、一月間で1日に最低でも二、三千人の方がお越しになってますから、そのときは全く電気を消してしまおう、そういうアイデアが出るんですね、地域の人から。そうすると、その電気代だけで一月に十七、八万がぼっと浮くと。そうすると、赤字になりかけたものが、それによってカバーされると。

それから、例えばそのエリア全体が草が繁茂してくる、共有部分がですね。そうすると、それは60万円といった予算を組んでありますけれども、とても60万ではことしは雨が多くてできない、こういう場合は、集落民全部とその都市の皆さん全部出してもらってやります。そうすると60万がぼっと浮くと。

こういうような格好で、皆さん方が知恵を絞ってアクションを出していくという、そういう仕組みをつくっとるんです。そうしますと、年間 1,650万ほどのものが大体 200万から 250万ほど剰余金が出るんです。それを都市の皆さん方にきちっと情報公開をして、そしてそれは集落の管理基金ということで基金を組みます。それ絶対使えない。20年間使わないでどんどんためていこうと。そして20年後には町と管理組合と都市住民と三者で話し合いをして、今の状況を次に何を持っていくかということを話し合いをしましょうと、そういう契約条件を入れておるのが現況でございます。

それから、黒字といった話をしましたが、これはエーデルささゆりとかエアレーベンとかマイスター工房とかいう、いわゆる町の施設、町が誘客とか体験施設を持っております。こういうものにつきましては、すべて当初から黒字経営ということでやっております。そのためには、戦略作戦が大変大切になってまいりますし、今、私が指導しておりますのは、施設全部、9つあるんですが、この施設をトータル戦略といったもので、一つが赤字になっても、どこかが補えば、トータル的には黒字なんだというふうな戦略を立てまして、支配人を全部集めましてそういう教育をしたり、そういう戦略を練ったりやっておりますけれども、そういうことを厳しいときにやることによって、いかにお客さんをうまく呼んでくるか、そして呼んだものが八千代町全体に収益を落とすように持っていくかという仕掛けづくりを現在やっております、それが黒字経営といった、一つの財産ではないかというふうに思っております。

それから、最後に、農地法の選別の話が出ましたが、これにつきましては、一応都市の皆さん方が、今後アイ・ウィル・ライフの推進をやっていかなければいけませんので、私どもの方では、まず一つとしては週末滞在の皆さん方には、できるだけ農地を、今の 120平米や

なくして、もっともっとたくさん利用してもらおうということで、今現在5反ほど、50アールほどは農園利用方式により利用していただいておりますけれども、もっともっと利用してもらおうというようなことで進めております。これについては、随分と乗り気になっておられる方がたくさんございます。どんどんとそういう方が出てきたというのが1点ですね。

それから、空き家と空き工場がたくさんありますので、これは今現在インターネット化しましてやっております、これの貸すというものと売するというものの2つのカルテをつくりまして、そしてどういう条件かというのを全部網羅しまして、それをうちの方で台帳化しインターネットとして、お越しになる方に、地域の皆さんと町とがお互いに話し合いをする。話し合いをして、最低条件のことは簡単な覚書のようなものをつくりまして、判こをついていただきまして、そしてその方が入っていただくと。その方が新規就農的に農地が欲しいということになりました場合は、農業委員会が出ていきまして農地の斡旋をやっていると。その大半がやはり遊休地、荒廃地といいますか、そういうものをきちっと復元させたものを、その方向へ持たせていくという、そういう指導を今現在やっておるのが現状でございます。

したがいまして、こういうようなものが何とかもう少し法的な中できちっと位置づけがされるような状況になればいいなというような感じを今持っているんですけれども。

以上です。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

小林委員。

○小林（重）委員 昨日、拝見させていただいて、特にきょう全町公園化条例持ってきていただきましてありがとうございます。それをまだ、ざっと見ただけですけれども、恐らくこの条例は基本的に理念条例ですね、こうしましょうという皆さんで責務を背負ってやっていこうという理念条例的なものと、それから昨日いただいた計画が一体となっていると理解いたしました。理念条例である限りは、かなりいろいろなことが書いてあって、要するに今あるものを守っていきましょうという理念条例ではなくて、もっといろいろなものをつくっていきましょうということがかなり書き込んでありますよね。

もし、それを進めるとしたら、何らかの運動とかムーブメントとか、そんなものをやらないと、なかなかこの条例の実現にいけないと思うんですけれども、その辺は何か具体的にやられていることはあるんですか。

○細尾八千代町産業課長 確かに、今言われたご指摘のとおりでございます。

この条例を生かすといったことで、今やっておりますのは、私どもの八千代町の老人連合会、こういった組織がございますので、この人たちには社会参加、社会奉仕といったことをもう少し、ゲートボールばっかしやなしに考えてくれといったことをお話しまして、町内4カ所に大きなビニールハウスをつくりまして、花の育成をそこで全部やっていただいております。そのポットを各家庭と公共施設に全部配りまして、そしてそれをどの家庭でもふやしていくというような、バーベナといいますけど、そういった花を奨励花にしましてやっております。

それと合わせまして、それぞれの公共施設、工場、こういったところにつきましては、花をいっぱいにしてもらおうというような依頼を、回りましてお願いしております。そして、個人の部と団体の部と組織の部と会社の企業の部、この4つにつきましては、毎年花のコンクールといったものを開催しております、それを表彰しながら喚起に努めておるといような現状でございます。

それから、もう1点、工場誘致をいたしまして、工場が来ました折にもこの条例の趣旨をお話申し上げまして、全体の10%以上は花をつくってもらうことを強制づけております。

それから、さらには、空き缶とかごみ拾いの問題でございますけれども、こういったものの清掃事業につきましては、年間4回、全集落に義務づけておりまして、一斉に同じ日にその集落全部出ると。そしてごみ拾いすると。拾ったものは全部衛生委員さんが集めて、それを処分していくという、そういう形態をとっております、これも多い地域では環境の美化モデル地区といったのをつくって、これは大体年間7回やっておりますが、町内5集落、毎年ずっと順次を追って決めておりまして進めておることです。

それと、今言われました交流というものをどういうふうにつなぐかといったことを、我々行政マン同士の話し合いを持ってくるんです。といいますのは、交流が進めば進むほど、空き缶が減ってまいっております。データがぴゃっと出てる。それはなぜかといいますと、八千代町の交流というのは、あくまでもリピーターを中心にしておりますから、一見客やなしにリピーターを中心にしておりますね。ですから、八千代を愛するファンが入るから、ごみをほかしたくない、ごみを持った者はほかさんと車で持って帰ろうという。ですから、フロイデン八千代でもブライベンオオヤでも全部そうです。ごみは必要以外のものしか出すことができません。それ以外のものは全部町へ持って帰らんといかんという仕組みがつくられておりまして、したがいまして、皆さん方はこのごみは出せるけど、このごみは持って帰るという仕分けがきちっとできているんですね。したがいまして、そういうようなものも、こういう条例の中から八千代町はお願いしておるんですよというようなことを、すべてそういう組織にお願いしまして、協

力していただいております。

ですから、この条例を、きのう申し上げましたように、八千代町の中にそういった公園をつくるという条例やないんですね。八千代すべてが公園ですよという条例ですから、だから、みんな住民が協力し合って繁茂した草を引きましょうと。ですから、道路ができてバイパスができて、自分ところの家の前にいろいろなカラフルな花木が植わります。それは自分ところの家の前、10メートルの家でしたら10メートル間は自分が草を引かなければならない、そうなるんですね、これ住民協定結んでおります。ですから、私の家の前はちょうど30メートルくらいが植わっておりますが、そこは全部私が1週間に一遍、暇に任せて引いとるんですよ。一人が引くと、隣が必ず引く。また隣が引くと必ず引くと。全然引かなかったら、そのところはぼおっと草が生えとるんです。そうすると、皆さん、おれんとこだけ引かんといかんということになります。

そういうような格好で、条例をいかに生かすも殺すも、こういうものをつくったら、やはり地域との話し合い、地域との協定、こういったものをどんどん進めながらやっておるのが、うちの現状でございます。そういうことです。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

田口委員。

○田口委員 専ら、昨日から景観のことばかり伺ってるんですけども、この今の公園化条例の20条なんですけれども、今、小林先生からもお話ありましたように、いろいろ当初取り組んでいこうということが、この理念の中にたくさん盛り込まれている。

その一つに、建物の形状、色彩について、中庸過ぎるという、かなり具体的なことが書いてあるんですけども、その下にも看板とそのデザイン上の問題についても同様の中に組み込まれているということで、そうなりますと、何か当然ガイドラインのようなものをつくってらっしゃるのかどうか、またあるいは、どういようなことでこれを実効性のあるものにしていらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいんです。

○細尾八千代町産業課長 この条例をつくりましてから、八千代町では例えばロゴのマークであるとか、色はこの色とこの色しか使えないという、そういうものを全部この条例からつくり上げております。

したがいまして、私ところの建物、いろいろ町の施設見てもらいますとわかりますように、すべてドイツ風的になっておりまして、ほとんど同じような形態の色が使われております。それから、電柱まで茶色になっております。関西電力さんに無理言いまして、八千代町はこうい

う条例からこういうものをつくっておりますということをお願いしまして、そんなもん塗ると高うつくがなと言いながらも塗ってくれるんですけれども。それから、施設の中はご承知のとおり、全く電柱1本もありません。

そういうような形で、この条例をいかにうまく利用するかということで、今日までずっとやってきておりまして、ですから企業さんがとっぴな色は使えない。だから企業が誘致されて建物が建つ段階でも計画書上げてもらわんといかんようになってるんですね。計画を上げていただきまして、全部担当課長が集まりましてチェックしまして、この条例に合うか合わないかということを、きちっとお互いが確認した上でしか許可がありません。それがおりましたら、企業さんもその建物を建てていくと、こういうことになりますので、そういう格好で、この条例をいかに遵守させていくかという手段をいろいろと考えておるというような現状です。

いいでしょうか。

○田口委員 具体的なガイドラインのようなものはあるわけですか。

○細尾八千代町産業課長 今言いましたような、色でしたら5種類決まっております。

○田口委員 それは成文化されて、文章として……

○細尾八千代町産業課長 いや、それはしてないですよ。一つの、どの企業にも家にも全部配っとるんです。

○田口委員 その都度。

○細尾八千代町産業課長 色はこういうのを使えないとか。これはこう使って。申し上げると、全部住民との間で話し合いしました。

○太田農村振興局長 広報されているものがあれば、また後日で結構ですけど、お出しいただきたいとね。

○細尾八千代町産業課長 はい、いいですよ。お出しします。

○生源寺座長 どうもありがとうございました。

大体、予定しておりました時間が来ているわけなんですけれども、何か、特にということはありませんでしょうか。

ないようであれば、昨日、あるいはきょうの午前中、現地での視察も含めまして、神戸市また八千代町の皆様方には大変貴重なご意見、あるいはご経験をお聞かせいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

昨日、本日と、いろいろ承りましたお話につきましては、この懇談会のこれからの議論の中にぜひともしっかりと生かしてまいりたいと、こう考えております。

休日にもかかわらず、長時間にわたりましてご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

本日はこれで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後2時19分閉会